

質 疑 回 答 書

令和8年9月9日
吹田市水道部

工事名又は業務名 柿ノ木高区配水幹線布設工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
1	設計書	本工事の単価適用年月日をお教え下さい。	共通代価(全国簡易水道協議会水道実務必携)については、資材単価が「令和8年4月」、処分費が「令和7年度下半期及び令和8年度」、労務単価が「令和8年3月」単価を適用しております。
2	設計書	本工事の単価適用年月日に関して、当部共通代価の使用単価年月日、及び当該共通代価以外の使用単価年月日をご教示ください。また、それ以外の使用年月日がある場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。	また、共通代価以外については、資材単価が「令和8年7月」、土木工事市場単価及び標準単価が「令和8年7月」、資材調査単価が「令和8年度」単価を適用しております。
3	設計書	歩掛・経費年度は「令和7年度」、歩掛・経費区分は「一般土木(国交省)」、損料年度は「令和7年度」と理解してよろしいでしょうか。	歩掛・経費年度は「令和8年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、工種区分は「開削工事及び小口径推進工事等」、損料年度は「令和7年度」を適用しております。
4	設計書	経費年度は「令和8年度」、経費区分は「上水道」、工種区分は「開削工事及び小口径推進工事等」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
5	設計書	建設機械等損料表は「令和7年度」使用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
6	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和8年度を適用しております。
7	設計書	水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)の歩掛が令和8年度適用の場合、その代価表内の代価表で土木工事標準積算基準書を採用のもの『小型バックホウ』とか『トラック(クレーン装置付)運転』とかの歩掛は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和8年度の水道事業実務必携の歩掛を適用しております。
8	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は施工パッケージ以外の土木工事標準積算基準書は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を適用しております。
9	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は下水道用設計標準歩掛表は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を適用しております。

質 疑 回 答 書

令和8年9月9日
吹田市水道部

工事名又は業務名 柿ノ木高区配水幹線布設工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
10	設計書	本工事の「交通誘導警備員」は、全て交替要員無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	設計書	本工事の施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響あり(2)」と考えてよろしいでしょうか。	「一般交通影響あり(1)」を適用しております。
12	設計書	現場環境改善費の計上の有無をお教え下さい。	現場環境改善費については、計上しておりません。
13	設計書	週休2日補正の有無をお教え下さい。	特記仕様書の「4週8休工事について」に記載のとおりです。
14	設計書	発生土処分工における発生土処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	吹田市中心地点からの運搬距離を適用しております。
15	設計書	廃路盤材処分工における廃路盤材(RC30・RM25)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
16	設計書	廃路盤材処分工における廃路盤材(HMS25・CCR25)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
17	設計書	残塊処分工における残塊(アスファルト)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
18	設計書	本工事の残土処分、廃路盤材処分、AS塊、CO塊処分の運搬距離は、現場と吹田市中心地点のどちらからを採用されていますか。ご教示下さい。	
19	設計書	本工事のAS塊、CO塊処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。その採用となれば、t当りの単価が公表されています。その場合は比重換算によって単価を求められているのでしょうか。またその比重はいくらで換算されているのでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。 また、比重についてはAs2.35t/m ³ 、Co2.35t/m ³ で換算しております。

質 疑 回 答 書

令和8年9月9日

吹田市水道部

工事名又は業務名 柿ノ木高区配水幹線布設工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
20	設計書	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和8年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R8. 4. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
21	設計書	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設発生土受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	見積価格を適用しております。
22	設計書	第6号表内にある『発生土処分料【運搬費含まない】 昼間(BH0.28m3,4t)(厚)』は、特記仕様書6頁、第3条にある「(株)英光産業」、「(株)三野商店」、「田中資材(株)」、「堀之内建材(株)」の中から選定されていると思いますが、大阪府都市整備部令和7年度建設発生土受入価格(下半期R08. 2. 1適用)に掲載の無くなった処分地もありますが、この場合どのようにして経済比較されたのでしょうか。ご教示下さい。	特記仕様書6頁第3条に記載の4社は見積りを取り比較しております。
23	設計書	「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について(通知)」(令和8年6月25日付け国水第83号)では、『「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表について(通知)」(令和8年3月2日付け国水第410号)より、配管工から特殊作業員に変更した箇所のうち、特殊作業員の公共工事設計労務単価(以下、「労務単価」という)が、同じ都道府県の配管工の労務単価(令和8年3月を下回る箇所は、配管工の労務単価(令和8年3)と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算するものとする。』とありますが、加算されていますか。ご教示下さい。	加算しておりません。
24	設計書	第85号表内の『生コンクリート(普通21-12-20H)/4t車』は小型車割増は計上してあるのでしょうか。よくご確認の上ご回答ください。	小型車割増は計上しております。
25	設計書	第17号明細書内にある「区画線工 青矢羽マークAタイプ」について、 1.排水性舗装の対応か非対応のどちらでしょうか。 2.令和8年度大阪府資材調査単価の採用ですか。 以上2点についてご教示ください。	「資材調査単価(令和8年4月)大阪府都市整備部」に記載の「昼間作業・供用区間・排水性舗装でない」を適用しております。
26	設計書	第48号表内の「ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンドφ150」の数量が172個となっていて、固定バンドの割増係数が0.15となっています。他のポリエチレンスリーブや過去の工事では割増係数が0.25でした。割増係数の変更した理由をご教示ください。また、誤謬されている場合は設計変更の対象となるのでしょうか。ご教示ください。	変更しておりませんが、0.15で設計しております。なお、設計図書に誤謬があった場合は設計変更の対象となります。
27	設計書	第49号表内の「ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンドφ200」の数量が176個となっていて、固定バンドの割増係数が0.2となっています。他のポリエチレンスリーブや過去の工事では割増係数が0.25でした。割増係数の変更した理由をご教示ください。また、誤謬されている場合は設計変更の対象となるのでしょうか。ご教示ください。	変更しておりませんが、0.20で設計しております。なお、設計図書に誤謬があった場合は設計変更の対象となります。